

令和2年9月17日(木)

資料4

。白井市市民参加条例について

白井市役所 市民環境経済部
市民活動支援課



説明内容

- 1. 白井市市民参加条例について**
- 2. 市民参加対象事業と総合的評価**
- 3. 市民参加推進会議の答申**

1. 白井市市民参加条例について

白井市市民参加条例の内容

市民参加についての基本的な事項と
市政運営に市民意見を反映するための手続き

条例は前文と第1章から第4章までの28条

- ・ 第1章 第1条から第5条までは総則
- ・ 第2章 第6条から第24条までは市民参加の方法
- ・ 第3章 第25条は推進体制 **市民参加推進会議**
- ・ 第4章 雑則 第26条公聴活動 第27条市民活動支援

市民参加条例の内容(前文)

地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担っています。そのため地方自治体は、様々な施策を行いまちづくりを進めています。

※一般的な地方自治体の役割

白井市では、まちづくりを進めて行く上で、福祉を享受する市民の意見を聴きながら、また、まちづくりを市民と市の共通課題として捉え、相互理解のもとに、市民と市が連携・協働していくことが必要と考えています。

※本市における市政運営への市民参加の必要性

白井市は、市民参加により市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう、この条例を制定します。

※条例の制定理念

市民参加条例制定の経緯

年度	経緯
平成12年度	■ 住民参加検討懇話会の設置 ⇒ 市民の視点からの住民参加のあり方等を検討し、 提言書「連携・協働型市政への道」 を市へ提出
平成13年度	■ 庁内プロジェクトチームを結成 ⇒ 「連携と協働の住民参加」の実現のため 住民参加指針を作成することを決定。
平成14年度	■ 住民参加指針策定委員会の設置 ⇒ 行政運営における住民参加の基本的なルールに 関する「 住民参加指針 」を作成。
平成15年度	■ 市民参加を先導的に推進するための組織として 「白井市100人会議」 を設置 ■ 市民参加条例の素案の作成
平成16年度	市民参加条例の公布・施行

千葉県内の市民参加条例等状況

白井市が千葉県では一番最初に施行

1. 白井市 → 平成16年6月29日
2. 浦安市 → 平成16年10月1日
3. 佐倉市 → 平成19年 1月1日
4. 四街道市 → 平成19年 4月1日
5. 千葉市 → 平成20年 4月1日
6. 印西市 → 平成20年 8月1日
7. 流山市 → 平成24年10月1日

第1章 総則①

第2条 用語の定義

- 市民・・・市内に在住、在勤、在学する者、市内に事業所を有する法人その他の団体(利害関係者)など
- 市民参加・・・市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させると共に、市民と市の連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加すること
- 連携・協働・・・市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力すること
- 実施機関・・・市長、教育委員会、水道事業
選挙管理委員会、農業委員会、監査委員会などは、対象事業・計画がないため、除外している。

第1章 総則②

第3条 基本原則

■市と市民との情報の共有化



■参加機会をすべての市民に平等に保障

第1章 総則③

第4条 市の責務

- 行政活動に関する情報の積極的な提供に努める
- 市民参加の機会の積極的な提供に努める
- 市民の意向を把握し、施策へ反映させるよう努める
- 市職員が市民参加のまちづくりについて考え、行動ができるよう研修会などの必要な方策に努める
- 市民参加の持続的な発展に向け創意工夫に努める

第1章 総則④

第5条 市民の責務

- 自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努める
- 市全体の利益を考えることを基本として参加に努める
- 市民相互の自由な発言を尊重し、自主的かつ民主的な参加に努める

第2章 市民参加の方法 通則①

第6条 市民参加の対象

- 基本構想、基本計画、個別計画の制定又は変更
- 基本理念を定める条例の制定又は改廃
- 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- 市民生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- 公共の用に供される大規模な施設の基本計画などの策定又は変更

第2章 市民参加の方法 通則②

第7条 市民参加の手法

必要性と
効率性

- 審議会などの設置……………(第10条)
- パブリック・コメントの募集……………(第14条)
- アンケート調査の実施……………(第17条)
- 意見交換会の開催……………(第18条)
- ワークショップの開催……………(第21条)
- 住民投票の実施……………(第23条)
- その他の方法……………(第24条)

第2章 市民参加の方法

第10条～第13条 審議会等

方法	内容
第10条 審議会等の設置	専門的な検討が必要な場合に設置
第11条 審議会等の委員	市民公募枠を設けるよう努める。 応募者の選考基準を設け、公表
第12条 会議の公開等	会議は、原則公開 会議の開催日時・開催場所などを事前に公表 傍聴者に対し、原則会議資料を配布
第13条 会議録の作成及び公表	会議録及び会議資料を公表

第2章 市民参加の方法

第14条～第16条

パブリックコメント(意見公募)



方法	内容
第14条 パブリックコメントの募集	策定しようとする政策などに対して市民の意見を反映させることが必要な場合などに行う。
第15条 公表事項	策定しようとする政策などの趣旨、内容、提出方法・期間などを事前に公表。
第16条 パブリックコメントの提出方法等	<ul style="list-style-type: none">• 2週間以上の提出期間を設ける。• 提出された意見に対する検討結果及びその理由を公表

第2章 市民参加の方法

第17条 アンケート

方法	内容
第17条 アンケート調査の実施等	<p>計画策定などにおいて広く市民の意識、意向を把握する必要がある場合に行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ アンケート調査の目的を事前に公表・ アンケート調査の結果を公表

第2章 市民参加の方法

第18条～第20条 意見交換会

方法	内容
第18条 意見交換会の開催	行政活動の趣旨、目的、内容などの説明を通じ、それに対する市民の意見を収集する必要がある場合などに行う。
第19条 開催日等の事前公表	・ 開催日時、開催場所などを事前に公表
第20条 開催記録の作成及び公表	・ 会議録及び会議資料を公表

勉強会

5月14日土曜日に、保健福祉センターにおいて勉強会を行いました。

《勉強会の目標》

- 1 福祉のイメージを広げよう。
- 2 地域での取り組みのきっかけを作ろう。

《参加者》 18名

《開催内容》 職員説明の後、ワークショップを行いました。



[勉強会次第 \(PDF: 260.5KB\)](#)

[資料 \(PDF: 4.1MB\)](#)

[勉強会ワークショップ報告書 \(PDF: 628.4KB\)](#)

第2章 市民参加の方 第21条～第22条 ワークショップ

方法	内容
<p>第21条 ワークショップの開催</p>	<p>複数の市民が創造性を発揮し、具体的な作業を通じて一定の合意形成を図る必要がある場合などに行います。</p>
<p>第22条 開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日時、開催場所などを事前に公表 ・ 会議録及び会議資料を公表

▼ 市民座談会の日程

■ 第1回

日時 平成28年5月21日 10時から12時
 場所 保健福祉センター検診室2
 テーマ 市の魅力や市での暮らしについてなど



第2章 市民参加の方法

第23条 住民投票

方法	内容
第23条 住民投票の実施	<p>市に関わる特に重要な事項に関して、住民の意思を直接問う必要がある場合に行います。</p> <p>実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住民投票に付すべき事項・ 投票の期日・ 投票資格者・ 投票の方法・ 投票結果の公表 <p>などを別に条例で定めます。</p>
白井市が印西市、印旛村及び本埜村と合併することの可否に関する住民投票 (平成16年7月11日実施)	

第2章 市民参加の方法

第24条 その他の方法

方法	内容
<p>第24条 その他の市民参加の方法の 設定</p> <p>例・・・</p> <ul style="list-style-type: none">住民説明会の実施（総合計画策定事業）計画策定に関する講演会の実施（第2次しろい健康プラン策定事業）福祉関係団体へのヒアリング（白井市地域福祉計画策定事業）	<p>上記以外により効果的と認められる市民参加の方法がある場合は、それを行います。</p>

第2章 市民参加の方法 通則③

第8条 意見の取扱い

■市民参加によって得た意見は、原則公表

- ①市民の意見の内容(わかりやすく公表)
- ②それに対する市の検討結果とその理由

第9条 意見の公表方法

■公表方法は、以下のとおり

- ①情報公開コーナー
- ②広報しろい
- ③市ホームページ
- ④その他の方法

第3章 推進体制 市民参加推進会議

第25条 市民参加推進会議

- ・市民参加の実施状況に対する総合的評価
- ・市民参加の方法の研究及び改善
- ・この条例の見直しに関する事項
- ・このほか、市民参加の推進に関する事項

など

第4章 雑則


第26条 広聴活動

懇談会・市長の手紙などによる広聴活動を継続的に実施

第27条 市民活動の支援

市民活動を支援 * 市民参加・協働のまちづくりプラン

第28条 規則への委任



3. 市民参加対象事業と 総合的評価

市民参加対象事業とは

第6条 市民参加の対象

- 基本構想、基本計画、個別計画の制定又は変更
- 基本理念を定める条例の制定又は改廃
- 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- 市民生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- 公共の用に供される大規模な施設の基本計画などの策定又は変更

過去の条例該当事業と評価

総合的評価実施数 **145**事業

平成17年度～21年度まで	48	事業
平成22年度評価	6	事業
平成23年度評価	11	事業
平成24年度評価	15	事業
平成25年度評価	8	事業
平成26年度評価	16	事業
平成27年度評価	13	事業
平成28年度評価	12	事業
平成29年度評価	11	事業
平成30年度評価	9	事業
平成31年度評価	7	事業

総合的評価の方法(二つの基準)

評価の資料・・・担当課からの調査票

○担当課からの調査票

⇒ 担当課が実施した市民参加対象事業を
市民参加の手法ごとに記載したもの



実施した市民参加の手法ごとに総合的
評価の基準・水準にそって評価

点数とコメントによる評価の実施

点数による評価 ⇒ 基準に沿って採点


市民参加条例が求める水準

・担当課が行った市民参加の手法が、市民参加条例の規定に適合しているかどうか。

市民参加推進会議が求める望ましい水準

・条例の基準に加え、市民参加推進会議が求める望ましい水準に適合しているかどうか。

コメントによる評価 ⇒ 委員の意見を記入



評価を行った中で、委員の目線から気になった事、是正したほうが良いと思うことを意見として記入。

総合的評価における主な意見

<評価における主な意見>

●情報(公開・発信)

わかりやすくスピーディーな公開・発信

周知方法の工夫

結果のフィードバック

パブリックコメントの十分な期間と件数の増加

●市民参加の方法

十分な対象範囲(アンケート、会議メンバー)

市民公募の充実(数少ない・年齢偏り、女性の少なさ)

開催曜日、時間帯、開催場所の工夫

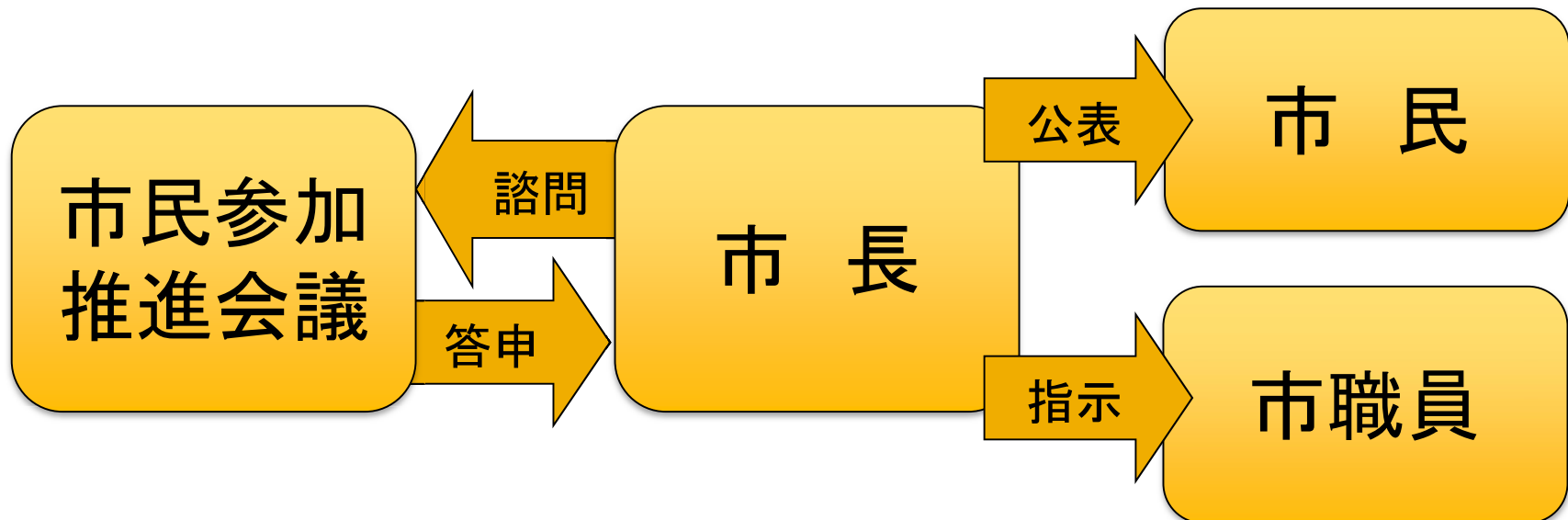
4. 市民参加推進会議の答申



4. 市民参加推進会議の答申について

答申の取扱い

地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、白井市市民参加推進会議を設置



答申書の内容

答申書の内容は市民参加推進会議での議論を踏まえ、主に下記の2つにより構成されている。

答申書の構成

1. 総合的評価

市民参加対象事業を基準・水準と照らし合わせ評価した結果を記載。

2. 提言内容

市民参加対象事業を評価した過程で疑問に感じた事、是正したほうが良いと思うことを記載。

答申における提言内容(平成31年度)

提言内容

総合的評価からみた課題

(1) 市民公募委員・候補者登録制度の拡充

(2) 情報公開と市民が参加しやすい場づくり